随意契約に関する公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約責任者の職名及び氏名	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	予定価格（円）	契約金額（円）	随意契約によることとした会計規程等条文及び理由（企画競争又は公募手続きを行った場合はその旨）	備考
会計監査人契約	学長　原田　宗彦	令和8年6月8日	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号　新国際ビル9階 板橋監査法人 代表社員　眞岩　秀行	－	7,150,000	国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第40条の規定に基づき文部科学大臣が選任したものであり、国立大学法人京都教育大学契約規則第35条第1項第二号に基づく随意契約。なお、本学での候補者の選定に際し、提案審査を行い、同社が最も高い評価を得てかつ、確実な業務の履行が可能と認められている。	
令和8年度認証評価等	学長　原田　宗彦	令和8年4月22日	東京都小平市学園西町1丁目29-1 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 機構長　服部　泰直	－	5,496,000	左記機構は高等教育全体に精通し、本学も過去に同機構による認証評価を受審していることから、本学に関する知見が蓄積されており、評価の継続性も確保できる。このため、国立大学法人京都教育大学契約規則第35条第1項第4号及び第5号に基づき、随意契約を締結。	